

受付

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日のときは、前日の翌日）

鳥取県告示第百八十八号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。
昭和四十一年七月二十二日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 作業種類 基本測量 地形測量
- 二 作業期間 昭和四十一年七月二十二日から昭和四十一年八月十九日まで
- 三 作業地域 倉吉市
東伯郡三朝町、北条町

鳥取県告示第百八十九号
鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。
昭和四十一年七月二十二日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 指定年月日 指定番号 住 所 氏 名 売りさばき場所
- 昭四一、三三三 米子市明治 株式会社山陰 米子市明治町三六
- 七、一三 町三六 合同銀行米子 株式会社山陰合同 銀行米子駅前支店 駅前支店長

告示 国民健康保険法第三十七條第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

- 健康保険法による保険医及び保健医の登録
- 健康保険法による保険医の登録
- 健康保険法による保険医業務関係及び保険業務関係の指定
- 定期種社審査の実施
- 肥料取締法第十三条第一項の規定に基づく変更の届出
- 解除予定の保安林
- 保安林予定森林にする旨の通知
- 土地の用途禁止
- 道路の位置の指定

告示

鳥取県告示第百九十号
国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七條第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに

国民健康保険法及び国民健康保険業務関係の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一條第一項の規定により次のとおり告示する。
昭和四十一年七月二十六日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 診療所の名称 所在地 申出の受理の年月日
- 太田原医院 気高郡気高町大字宝木八 昭和四十一年七月一日
- 二七ノ五
- 滝川医院松ヶ枝町診療所 境港市松ヶ枝町二二番地 九日

鳥取県告示第百九十一号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三條ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保健医の登録をしたので、保険医業務関係及び保険業務関係の指定並びに保険医及び保健医の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。
昭和四十一年七月二十六日

- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 氏 名 住 所 登録の記号番号 受理の年月日
- 角 南廣 米子市天神町二丁目 鳥屋 一〇五 昭和四十一年六月二十二日
- 池田 清江 〇 鳥取市令町一丁目四 鳥屋 一六四 二十九日
- 徳吉 博康 気高郡鹿野町字今市 一六五

鳥取県告示第百九十二号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三條ノ五第一項の規定に

五五の二、一〇五六、一〇五八の三、一〇五八の二、一〇五八の一、一〇五九、一〇六一ノ一、一〇六一、一〇六二、一〇六三、一〇四六の二、一〇四六の三、一〇五七、一〇六〇、一〇五八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

一 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百九十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
昭和四十一年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 保安林予定森林の所在場所
八頭郡船岡町大字殿字段ノ谷山七二六、七二七、七二八の三
- 二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

一 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百九十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
昭和四十一年七月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指定予定に係る森林の所在場所
若狭郡若狭町大字虎井字川ノ平上二〇二一から二〇二八まで
- 二 指定の目的
- 三 指定実施要件
- 四 土砂の崩壊の防備
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 指定の目的
- 土砂の崩壊の防備
- 三 指定実施要件
- 四 指定実施要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 三 指定の目的
- 八頭郡若狭町大字口字段ノ大ヶ谷五五三
- 四 指定の目的
- 土砂の崩壊の防備
- 三 指定実施要件
- 四 指定実施要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 三 指定の目的
- 八頭郡若狭町大字口字段ノ大ヶ谷五五三
- 四 指定の目的
- 土砂の崩壊の防備
- 三 指定実施要件
- 四 指定実施要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

